

近世における半檀家の展開

——美濃国方県郡上城田寺村の事例

森本一彦

一 はじめに

半檀家とは、同一家族の中に異なる檀那寺と寺檀関係を結ぶ家族員が存在する慣行である。例えば、夫婦や親子で檀那寺を異にする。半檀家については民俗学を中心に研究が進められてきた。

先行研究としては聞き取り調査による現在の慣行の分析を中心とするものと、宗門改帳を中心とした近世資料の分析を中心とするものがある。聞き取り調査による分析としては、最上孝敬（二九五三、一九六七）、森岡清美（一九五八）、上智大学史学会史学研究会（一九六八）、遠藤孝子（一九七六）、野口武徳（一九六六）、吉原睦（一九九五）などがある。これらの研究では男女別の半檀家が紹介された。そして、最上、森岡、遠藤は家が複数寺院との関係を維持するために檀那寺を家成員に分配

したものであるとした。また、上智大学史学会史学研究会は寺院経営から発生したとした。しかし、これらの研究は現在の慣行から発生を語るといふ実証性の面からみれば支持できないものである。

一方、宗門改帳を中心とした分析としては、杉本尚雄（一九五六a、一九五六b）、桜田勝徳（一九五七）、塩野雅代（一九七六）、大柴弘子（一九七六）、福田アジオ（一九七六、一九八三、二〇〇四）、などがある。塩野・大柴以外の研究では、単年度の宗門改帳の分析しかおこなわれていない。大柴は一八世紀中期の三年分の宗門改帳を分析しただけである。塩野は一八世紀前期から幕末までの四九冊の宗門改帳があるのにも関わらず、一八世紀前期の一冊だけに限定して分析している。塩野は「単に一年間くらいの宗門人別帳の分析により（いわゆる）半檀家論を論じるのはかなり危険なのではないか」（塩野一九七六）と単年度の分析に対する問題を指摘している。

キーワード…半檀家 寺檀関係 上城田寺村 宗門改帳

半檀家研究では、嫁などの婚入者が生家の檀那寺を持ち込むのかという点が重視されてきたが、先行研究では近世前期の事例で嫁が檀那寺を異にしておればそれは妻が檀那寺を持ち込んだものとして判断している。しかし、嫁などの入家者の移動前の檀那寺が何であったかは検証されてこなかった。

筆者は、すでに宗門改帳の長期的分析と寺檀争論の分析をおこなってきた(森本 二〇〇二a、二〇〇二b、二〇〇二c、二〇〇四、近刊など)。それらの論考から持込み半檀家から家付き半檀家、そして一家一寺へと変化したことを提示した⁽¹⁾。そしてその変化には宗門改制度の事務的問題がかかわっていたことを主張している。本稿では、筆者の研究を踏まえて先行研究でおこなわれなかった長期の宗門改帳の分析をおこなうことにする。

二 宗門改帳と檀那寺

本稿では、美濃国方県郡上城田寺村⁽²⁾の半檀家の事例を分析するが、資料としては宗門改帳を使用する。宗門改帳はキリシタン取締りのために作成された公文書であり、檀徒はキリシタンでないことを檀那寺によって証明された。個人の寺檀関係が記されるとともに、世帯ごとに記されていることが多いので、半檀家を分析するのに適している。

上城田寺村の宗門改帳は、明和六年(一七六九)～明治二年

表1 上城田寺村檀那寺一覧

記号	寺	宗派	国	郡	村	本山
A	常国寺	禪宗	美濃	方県	上城田寺	京都妙心寺
B	専教寺	西本願寺	美濃	方県	上城田寺	越中国婦負郡八尾村関名寺
C	大龍寺	禪宗	美濃	方県	東粟野	京都妙心寺
D	崇福寺	禪宗	美濃	方県	長良中福光	京都妙心寺
E	法光寺	西本願寺	美濃	方県	鷲山	美濃国厚見郡岐卓願誓寺
F	法勝寺	西本願寺	美濃	方県	下城田寺	越中国婦負郡八尾村関名寺
G	安養寺	西本願寺	美濃	方県	下土居	越中国婦負郡八尾村関名寺
H	円成寺	禪宗	美濃	方県	洞	信州松本金久院
I	光順寺	西本願寺	美濃	方県	黒野	西本願寺

(一八六九)の三七年間分が現存している。最も古い明和六年(一七六九)の宗門改帳は、一冊に村人全員が記載されている。しかし、次に古い寛政三年(一七九二)の宗門改帳は、禪宗と西本願寺宗の

宗派別に二冊が作成されている。「安永五百年致 仰付候、一宗旨限り別帳仕、式冊都合村方家数・人別・高書面之、少茂相違無御座候、此外帳面二洩候もの耆人茂無御座候⁽³⁾」とあり、安永五年(一七七六)に宗派毎に別帳にすることが命じられている。

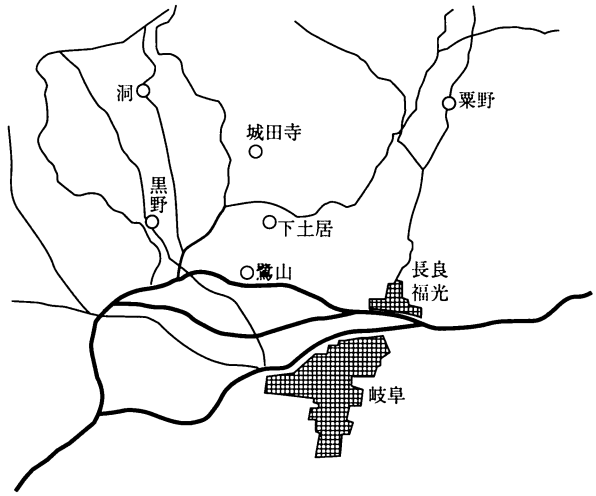


図1 上城田寺村周辺の村々

上城田寺村でも、これ以降宗派別の宗門改帳が作られることになった。明和六年（一七六九）以外は、浄土真宗と禅宗の二冊の宗門改帳が作成されている。しかし、弘化三年（一八四六）については、禅宗の宗門改帳は残存するが、西本願寺のものは残存していない。そのために、弘化三年（一八四六）分は分析からははずした。

宗門改帳には寺檀関係が記されているが、上城田寺村の宗門改帳に九ヶ寺の檀那寺が登場する（表1）。宗派別には、西本願寺宗が五ヶ寺、禅宗が四ヶ寺である。西本願寺宗の専教寺と禅宗の常国寺の二ヶ寺は上城田寺村の寺院であるが、他の七ヶ寺は村外の寺院である。村外の寺院としては、東栗野・長良中福光・鷺山・下城田寺・下土居・洞・黒野の各村に分布している。これらは、上城田寺村の近隣の村々である（図1）。

三 宗門改帳に記された半檀家

半檀家は宗門改帳にどのように記載されているのであろうか。明和六年（一七六九）の宗門改帳には、一〇軒の半檀家が記されている。例えば、

- | | |
|--------------------------------|----------------|
| 一 壹軒 | 家主総七 |
| 惣七 | 旦那寺 専教寺 |
| 打越村参候 | 西本願寺宗美濃国方県郡鷺山村 |
| 女房 | 旦那寺 法光寺 |
| 四拾七歳 | 旦那寺 法光寺 |
| 当村之もの | |
| 母 | 同断 同寺 |
| 七拾壹歳 | |
| 男子惣助参拾歳 | 旦那寺 専教寺 |
| 下城田寺村参候 | |
| 娘 | 同断 同寺 |
| 式拾歳 | |
| 五人内 <small>三人男
二人女</small> | |

とある。この世帯⁽³⁾では、家主である惣七・男子の惣助・嫁(嫁)の檀那寺は上城田寺村の西本願寺宗専教寺であった。それに対して、母・女房の檀那寺は鷺山村の禅宗法光寺である。このように、世帯単位でみると二ヶ寺と関係を持っているのである。

寛政一〇年(一七九八)の宗門改帳においては、

(西本願寺宗門改帳)

一家老軒

家主 留右衛門印

留右衛門 式拾八歳 旦那寺 専教寺

男子満作 七歳 同断 同寺

下男茂吉 式拾六歳 同断 同寺

下女かや 七拾歳 同断 同寺

四人内^{三人男一人女}

但シ家内六人之内女房祖母^{本人者}式人者

禅宗別帳ニ御座候

(禅宗宗門改帳)

一 留右衛門家内印

留右衛門祖母七拾五歳 旦那寺 常国寺

同人女房 式拾八歳 同断 同寺

式人女

とある。家主である留右衛門・男子の満作・下人の茂吉・下女のかやは西本願寺の宗門改帳に記され、祖母と女房は禅宗の宗門改帳に記されている。同じ世帯でありながら、二冊の宗門改

帳に分筆されている。これは、先に述べた安永五年(一七七六)に宗派別の宗門改帳を作成することを命じたことによるものである。安永九年(一七八〇)には夫婦同宗が命じられたが、それ以降も明治二年(一八六九)まで半檀家は記録され続ける。

四 半檀家の変遷

上城田寺村の半檀家はどうの変遷を経たのであろうか。上城田寺村における半檀家の変化を示したのが表2である。

表2の割合は半檀家の割合を示しているが、総戸数に対する半檀家の割合とした。ただし、単身者は半檀家になり得ないので、総戸数から単身者数を引いたものを分母とした。本来は、移動がおこる前の檀那寺が異なったケースのみを分母とすべきである。しかし、宗門改帳の記載から移動がおこる前の檀那寺を知ることがむずかしい。そこで、不十分であるが、総戸数(単身者を除く)に対する半檀家の割合を算出することにする。

図2は、半檀家の割合をグラフ化したものである。このグラフをみれば、明和六年(一七六九)は総戸数八二軒(単身者八軒)に対して半檀家が二〇軒で、半檀家の割合は一・二パーセントである。寛政三年(一七九二)は総戸数七五軒(単身者一七軒)に対して半檀家が五軒で、八・六パーセントである。寛政一〇年(一七九八)には、総戸数七五軒(単身者一五軒)に対して半檀家が三軒で五・〇パーセントまで減少する。これ

表2 上城田寺村における半檀家数

元号	西暦	総戸数	単身者	半檀家	割合	元号	西暦	総戸数	単身者	半檀家	割合
明和6	1769	82	8	10	12.2	天保元	30				
寛政3	1791	75	17	5	8.6	2	31	84	17	2	3.0
4	92					3	32	83	17	2	3.0
5	93					4	33	81	15	4	6.1
6	94					5	34	80	13	4	6.0
7	95					6	35	80	14	4	6.1
8	96					7	36	82	14	4	5.9
9	97					8	37	82	13	4	5.6
10	98	75	15	3	5.0	9	38				
11	99					10	39				
12	1800					11	40				
享和元	01					12	41				
2	02					13	42				
3	03					14	43	82	10	5	6.9
文化元	04					弘化元	44	81	10	4	5.6
2	05					2	45				
3	06					3	46				
4	07	71	12	3	5.1	4	47	81	11	4	5.7
5	08					嘉永元	48	81	12	4	5.8
6	09					2	49	81	12	4	5.8
7	10					3	50	84	14	3	4.3
8	11					4	51	83	13	3	4.3
9	12					5	52	84	15	3	4.3
10	13					6	53	84	14	3	4.3
11	14					安政元	54	83	11	3	4.2
12	15					2	55	83	13	3	4.3
13	16					3	56	81	11	3	4.3
14	17					4	57	81	12	3	4.3
文政元	18					5	58	82	12	3	4.3
2	19					6	59	82	13	3	4.3
3	20					万延元	60	82	14	3	4.4
4	21	75	15	2	3.3	文久元	61	83	13	3	4.2
5	22					2	62	82	11	3	4.2
6	23	75	15	2	3.3	3	63	82	14	3	4.4
7	24					元治元	64				
8	25	78	15	2	3.2	慶応元	65	82	14	3	4.4
9	26					2	66				
10	27					3	67	84	15	3	4.3
11	28					明治元	68				
12	29					2	69	81	14	3	4.5

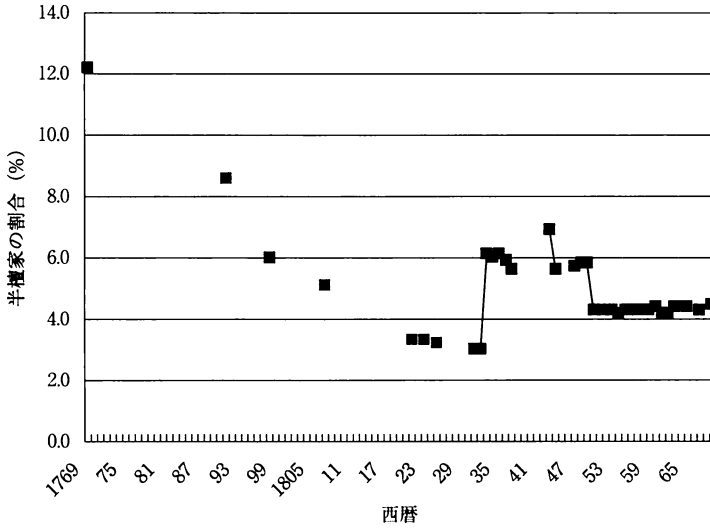


図2 上城田寺村の半檀家の推移

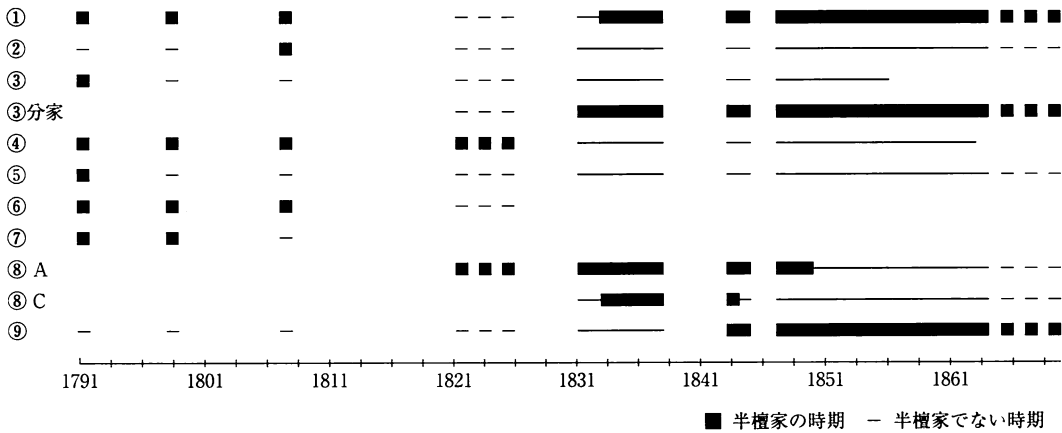


図3 上城田寺村の半檀家の変遷

表3 上城田寺村の半檀家と持高

石	寛政3(1791)		文政4(1821)		天保2(1831)		天保14(1843)		嘉永4(1851)		文久元(1861)		慶応3(1867)	
	総数	半檀家	総数	半檀家	総数	半檀家	総数	半檀家	総数	半檀家	総数	半檀家	総数	半檀家
0	15	1	4		1		2		3		3		3	
0~5	30	2	35	1	34	1	37	4	38	3	38	3	42	3
5~10	12		18		25	1	21	1	21		28		25	
10~15	7	1	8		13		14		14		5		5	
15~20	4		3		5		3		3		4		5	
20~25	3		2		1				2		4		3	
25~30	1		3		2		2							
30~35					2		3		3		1		1	
35~40	1													
40~45														
45~50														
50~55														
55~60			1											
60~65			1	1										
65~70	2	1												
合計	75	5	75	2	83	2	82	5	84	3	83	3	84	3

以降、明治二年（一八六九）まで三パーセントから七パーセントの間で変動している。しかし、寛政一〇年（一七九八）から明治二年（一八六九）までの間の変動は一見大きくみえるが、半檀家の実数は二軒から五軒である。これは、明和六年（一七六九）の一〇軒、寛政三年（一七九一）の五軒と比べれば、右肩下がりであり、半檀家は減少傾向を示している。このことから、半檀家は近世中期以前の社会構造を背景にして成立したと考えられる。

五 半檀家と階層

半檀家はどのような階層においてみられる慣行であったのだろうか。限られた階層における慣行であったといった主張もある⁽⁶⁾。そこで、本節においては半檀家と持高との関係を考えることにより、この慣行がどのような層に保持されていたかをみていく。

上城田寺村における半檀家の割合は、幕末に向かつて減少していった(図2)。寛政三年（一七九一）以降の年毎の半檀家数は二〜五軒である。図3は半檀家を経験した世帯が、観察期間中に半

檀家であったかどうかを示している。これをみると、特定の世帯だけが半檀家であったのではないことが分かる。半檀家が特定の世帯に限定された慣行でないと言える。

表3は上城田寺村の持高を表している。持高の分かる年のうち、その間隔がほぼ一〇年になる年を選んだ。明和六年（一七六九）については、持高の記載がなかった。また、寛政一〇年（一七九八）と文化四年（一八〇七）についても持高の記載がなかったために、寛政三年（一七九一）から文政四年（一八二一）は三〇年の間隔がある。その後は、資料残存状況との関係からほぼ一〇年間隔になるように作成した。

上城田寺村の持高をみると、寛政三年（一七九一）には、六五石以上の世帯が二軒あり、無高も一五軒ある。それが、文政四年（一八二一）になると、六五石以上であった世帯が石高を減らす。六〇石から六五石の世帯が一軒と五五石から六〇石の世帯が一軒となる。それとともに、無高は四軒と減少する。さらに、天保二年（一八三一）になると、六〇石以上の持高を示す世帯はなくなり、三〇石から三五石の世帯が二軒で上城田寺村の最高持高となっている。その後、持高の分散の変化はあるものの、持高の高い層と低い層が減少する傾向をとる。そして、高い持高の世帯は持高を減らし、全体的には平準化の傾向を示す。

それでは半檀家と持高の関係はどうなっているのだろうか。寛政三年（一七九一）においては、六五石以上の世帯一軒が半

檀家である。その他に、一〇石から一五石が一軒、五石未満が二軒、無高が一軒であった。これからみると、半檀家となった世帯は複数の檀那寺との付き合いをしているかねばならないので、経済力がある世帯でみられると見る見解^⑦もあるが、経済的に低い層でもみられることは注目される。このような傾向は、寛政三年（一七九一）だけのものではなく、その後も低い層においてみられる。持高が各層にわたる事から考えれば、半檀家が特定の層に限定されたものではなく、広くおこなわれた慣行であることが分かる。ただし、天保二年（一八三一）以降には、一〇石未満にしか半檀家はみられなくなる。

無高の場合でも半檀家になる事例がある。寛政三年（一七九一）に半檀家であった無高の事例⑦は、寛政一〇年にも半檀家として登場し、文化四年（一八二一）には単身者となり、その後は記載されることはない。無高の事例⑦が、もともと無高であったのかは分からない。しかし、上城田寺村において広範囲な階層における半檀家の広がりを考えるには十分な事例と言える。

六 半檀家の世帯構成

以上では、上城田寺村における半檀家がどのように推移したのかをみてきた。しかし、数量的な傾向をみただけでは半檀家に対する理解は十分とは言えない。そこで半檀家の世帯構成な

ど具体的な内容を見ることにする。

(一) 分析方針

明和六年（一七六九）は次の宗門改帳残存年である寛政三年（一七九一）まで二二年間あいているので、系譜上の関係性を見出すことができなかつた。そのため、明和六年（一七六九）と寛政三年（一七九一）以降は独立して分析をする。

分析上注意せねばならないのは、続柄は戸主からみた呼称で記載されているため、続柄の名称からだけではその関係が判明しない場合がある。例えば、戸主が婿養子として婚入した場合にも、妻は「女房」と記載され、義父は「父」、義母は「母」と記載されるのである。このため、戸主が婿養子であるかどうかは分からない。その点を考慮しつつ、事例をみる必要がある。

半檀家の分析では、世帯まるごとを分析することも重要であるが、二者関係に注目する必要がある。つまり、一つの世帯は、夫婦関係・親子関係・兄弟関係など複数の関係を含んでいる。

半檀家を分析する時には、これらの関係を別々に分析することが必要である。

その時に注目されるのは、夫婦関係である。夫婦関係は、異なる二つの家族あるいは親族の所屬員が結婚することにより成立する。そのため、結婚する以前の檀那寺が夫婦で異なる可能性が高い。結果として、夫婦で檀那寺を異にする半檀家が現出する可能性が高いのである。このことは、生家を異にする養子

も同様である。

それに対して親子関係では、異なる親の檀那寺をどのように継承していくかが問題である。寺檀制度においては出生時に檀那寺が決定され、それは両親のどちらかの檀那寺となることが多いことから、檀那寺の決定は継承と考えられる。ただし、出生時の檀那寺が一生変更されないかと言えば、そうとも言えない。個人の所屬の変更によって檀那寺も変更される可能性がある。例えば、結婚・養子などによる移動などが考えられる。一家一寺制においては、結婚・養子によって移動先の家の檀那寺に替えることが一般的である。

兄弟関係については、親子関係の発現の結果である。それ故、親子関係と兄弟関係は密接な関係を持っており、別の角度からの表現と言えよう。

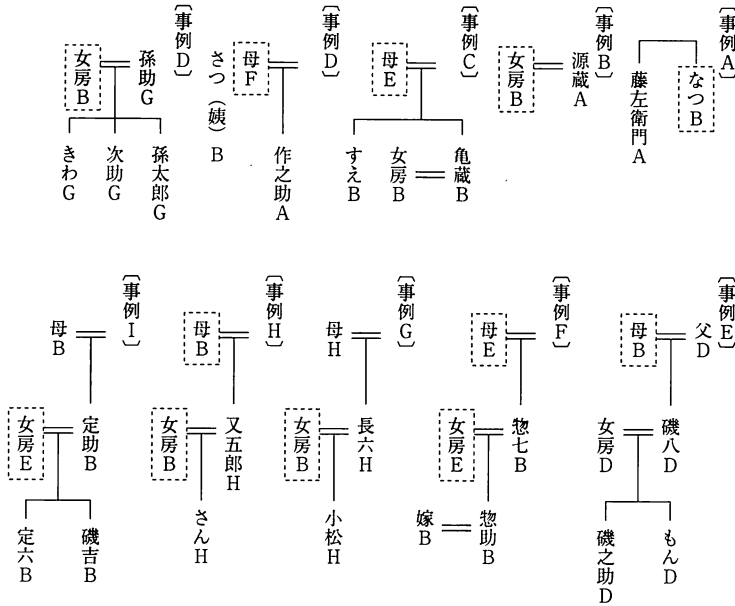
以下では二者関係に注目しながら分析を進めていくことにする。

(二) 明和六年の事例

明和六年（一七六九）において、半檀家であった家は一〇軒であった。単年度であるので分析が不十分となるが、寛政三年（一七九一）以降との比較の意味で事例を検討していくこととする。

明和六年（一七六九）において、夫婦で檀那寺を異にする事例は半檀家であった一〇事例のうち七事例である。半檀家が結

明和六年（一七六九）半檀家 ※アルファベットは表1の寺院を示す。

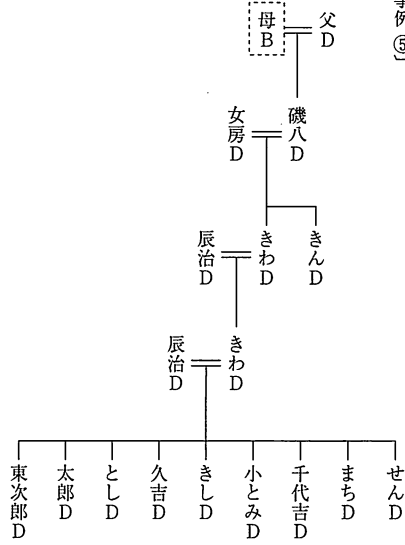


婚という生家を異にする者同士結びつきによって発生することを物語っている。

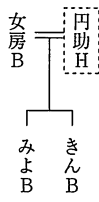
また、配偶者がいない場合でも子どもとの関係を考えることにより夫婦関係を類推することができる事例もある。配偶者がいない事例は六事例ある。これらはすべて配偶者がいない女性である。そのような事例について子どもとの関係（母子関係）をみると、母親と子どもの檀那寺が違う事例は、六事例のうち四事例である。その四事例のうち子どもが男女ともいる世帯が一事例（事例D）である。その他は、男子が一人しかいない世帯である。母親と子どもの檀那寺が違うということは、子どもが父親の檀那寺を継承した可能性がある。男女の子どものいる事例では、男女とも母親とは違う檀那寺になっている。このことは、父親の檀那寺が男女を問わず、子どもに継承されている可能性が高い。

しかし、それだけですべての檀那寺の継承が貫徹されているわけではない。それは兄弟関係を見ることから考察できよう。明和六年（一七六九）における半檀家の世帯において男女の両方を含む兄弟関係が分かるのは三事例である。二事例は男女とも檀那寺が同じ事例である。しかし、一事例は姉と弟で檀那寺が違う事例（事例A）である。姉弟で檀那寺が違うことは、親からの継承が男女によって違う可能性が高い。しかし、この事例では親がいないことからどう継承されたかは不明である。明和六年（一七六九）の事例では、「姨」という続柄がみられる

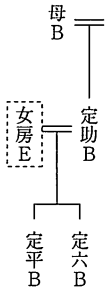
〔事例⑤〕



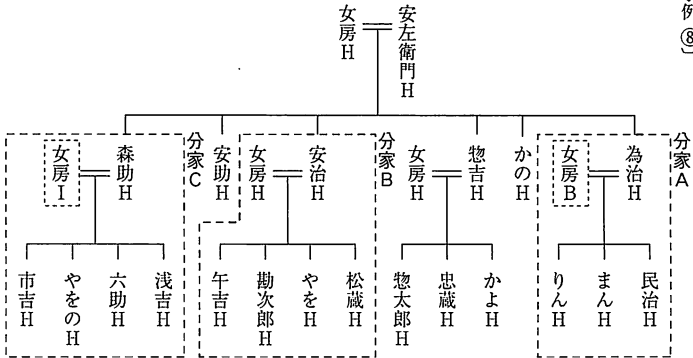
〔事例⑥〕



〔事例⑦〕

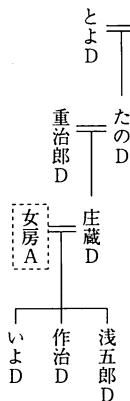


〔事例⑧〕



〔事例⑨〕

重右衛門？



（事例D）が、他の世帯員との関係が分からないのでここでは分析の対象にはしなかった。明和六年（一七六九）においては、嫁が檀那寺を異にしている事例が多い。

（三） 寛政三年以降の事例

明和六年（一七六九）については、単年度のため詳細については分からないので、寛政三年（一七九一）以降の事例をみることにする。寛政三年（一七九一）以降で半檀家がみられるのは、のべ一事例である。事例①～⑨であるが、半檀家の分家については本家と別事例として扱った。つまり、事例③分家、事例⑧分家A、事例⑧分家Bは本家と一緒にあらわしているが、世帯としては別世帯であるので、半檀家としても別事例としている。

この一一事例を明和六年（一七六九）と同様に夫婦関係・親子関係・兄弟関係などを中心にみていくこととする。九〇年間におよびデータであるために複数世代にわたって世帯を復元で

きるものもある。ただし、それは系譜的に世帯を復元したのであって、ある年にそのような世帯が存在したことを意味しているのではない。当然一世帯に複数の夫婦関係・親子関係・兄弟関係がみられることになり、そのため檀那寺を異にする関係が複数あらわれることになる。

檀那寺を異にする夫婦は一一組ある。檀那寺を異にする夫婦を二組合む世帯は一事例（事例④）である。このような傾向は、上城田寺村の半檀家の一般的傾向である。さらに、配偶者がおらず親子で檀那寺が異なる事例は、三事例みられる。そのうち二事例は、夫がいない事例で、母親と子どもの檀那寺が異なる事例（事例③、事例④）である。他の一事例（事例③分家）は、父親と娘二人の世帯であるが、父親と長女は檀那寺が同じであるが、次女は檀那寺が異なっている。

次に親子関係・兄弟関係をみてみる。親子で檀那寺が異なる事例、あるいは兄弟で檀那寺が異なる事例をみてみる。事例①は姉弟で檀那寺が違うが、両親が分からない。この事例は明和六年（一七六九）の事例Aと同じものである。このような事例ではどのように継承されたかが判断できない。そこで檀那寺が異なる夫婦において子どもが夫婦のどちらの檀那寺を継承しているかをみる。檀那寺が異なった夫婦は一二組あり、そのうち子どもがいる夫婦は一〇組あった。一〇組の夫婦のうち子どもが父親の檀那寺を継承したのは七組である。ただし、父親の檀那寺を継承した七組のうち男子しかいないものが四組で、男

子・女子ともにいるものが三組である。

父親の檀那寺を継承しなかったのは三組であった。事例⑥は、母親の檀那寺を継承している。しかし、娘しかいないため、性別によって継承されたのか、父親が婿であったのか判断できない。事例③分家の久右衛門・まん夫婦は男子一人・女子二人である。男子は父親の檀那寺と同じであり、女子は母親の檀那寺と同じである。久右衛門は婿であり、生家での檀那寺は専教寺(B)であった。婚入した時に安養寺(G)に変更したのである。つまり、久右衛門が生家の檀那寺を持ち込んだわけではない。また、母親のまんが専教寺(B)を檀那寺としているのに対して、その姉さんは檀那寺を安養寺(G)としている。久右衛門夫婦だけを見ると、性別によって檀那寺が決定されているようにみえるが、実際は性別に関係なく檀那寺を分配していたと言える。

そのことは事例③の孫助夫婦をみると一層明らかである。孫助夫婦は男子二人・女子一人である。この夫婦の場合、男子が父親の檀那寺と同じで、女子が母親の檀那寺と同じになっている。これだけみれば性別による継承のようであるが、実際女子すみの檀那寺は寛政一〇年(一七九八)に専教寺(B)から安養寺(G)に変更され、父親と同じになり、一家一寺となっている。一方、男子の半助の檀那寺も文政四年(一八二二)には安養寺(G)から専教寺(B)に変更されている。この時には孫吉は分家しており、半助一人の単身世帯であった。これらの

檀那寺の変更はなぜおこなわれたかは分からない。しかし、この事例は、二つの檀那寺が世帯に付随していることを示している。何らかの理由で関係を持った二つの檀那寺を世帯成員に分配したことによってあらわれた半檀家であると言える。

事例②の徳八の妻まさは当初法光寺(E)を檀那寺としていたが、分家後には専教寺(B)に変更された。この変更が分家によるものか、子どもの出生によるものかは分からないが、婚姻当初だけ檀那寺が異なっていたのであったが、最終的に夫の檀那寺と同じになる。

七 まとめ

半檀家研究は単年度の宗門改帳のみによって分析がおこなわれていた。また、単年度の分析では、現在と近世を安易に結びつけて分析がおこなわれていたと言える。それに対して、本稿では複数年の宗門改帳を分析して、一八世紀後半の半檀家がどのような展開をしたのかを分析した。

上城田寺村の半檀家は、一八世紀後半以降においては減少していった。近世社会が半檀家という慣行を排除していったと考えられる。つまり、半檀家の成立基盤は、少なくとも近世中期以前にあったと言える。

次に先行研究では半檀家が高い経済階層においてみられたとされたのに対して、持高を階層の指標として半檀家がどの階層

でみられるのかを分析した。持高が経済力をあらわしているかどうかは分からないが、適当な指標が見当たらないので、持高と半檀家の関係を中心に分析を試みた。上城田寺村では、持高が高い層においても、低い層においても半檀家がみられた。さらに無高においても半檀家が確認されたことから、半檀家は特定の階層に限定された慣行ではなかった。また、個別事例の分析においても、半檀家は特定の世帯に固定したものでなかった。半檀家は、より広い階層でおこなわれた慣行であった。

個別事例について夫婦関係・親子関係・兄弟関係の二者関係を中心にして分析をした。このうち夫婦関係において檀那寺を異にすることが多かった。妻の檀那寺が異なる事例が多かった。しかし、妻の生家での檀那寺が不明であったので、妻が檀那寺を持ち込んだかどうかは推測によらざるを得ない。さらに、夫婦の檀那寺が異なる場合には、子どもは父の檀那寺と同じであるケースが圧倒的に多かった。その中で、一例のみ母の檀那寺と同じケースがあった。上城田寺村の半檀家の事例は、婚入者である妻が檀那寺を異にするものであり、子どもへの継承を伴わない事例がほとんどである。さらに婿が婚入とともに、生家の檀那寺を変更するが、その檀那寺は妻とも異なるものであった。しかし、その世帯の上位世代において継承されていたものであった。さらに上位世代では、世帯員が途中で檀那寺を変更しており、二つの檀那寺が継承されていたのである。この事例は、世帯成員に檀那寺を分配しながら二つの檀那寺が継承され

てきた事例であった。

これらの事例を筆者による美濃の他事例と比較すると、夫婦関係の檀那寺が異なる事例は妻の生家からの檀那寺の持込みを予想させる。また、妻が婚入当初だけ檀那寺を異にし、その後夫の檀那寺と同じになった事例や世帯で檀那寺を分配する事例は生家の檀那寺の持込みから一家一寺への過渡的段階を予想させる。しかし、上城田寺村の事例では妻の婚入前の檀那寺が分からないので推測の域をでないが、単年度の宗門改帳の分析による先行研究に比べれば、近世の半檀家の実態が明になったと考えられる。これらの推測については、筆者による別稿において実証的分析をおこなっている。

付記

本稿は、文部省科学研究費創成的基礎研究「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史(EAP)」（代表 速水融）による成果を活用するものである。使用した上城田寺の古文書は河田家文書（岐阜市城田寺）であるが、閲覧にあたってはEAPで撮影し、国際日本文化研究センター内のEAPプロジェクト室に保管されていた紙焼き製本を利用した（現国際日本文化研究センター図書館所蔵）。また、データ分析においては慶應大学速水融研究室で作成された基礎データシート(BDS)のコピーを利用している。

なお、本稿は比較家族史学会第三七回研究大会（新潟大学）

においての口頭報告をもとにしている。大会報告の席上、貴重な意見をいただいた。また、論文作成において、落合恵美子先生（京都大学）から指導・助言をいただいた。お世話になった方々に謝意を表す。

注

(1) 拙稿（森本 近刊）において半檀家の分類をおこなっている。親子関係を中心とした類型（性別型・単系統型・非性別型・非親子型）とともに、入家者による檀那寺の持込みの有無によって持込み半檀家・家付き半檀家の類型を提示している。

(2) 上城田寺村は、現在の岐阜市の北部に位置しており、西に伊自良川が流れている。村の北には城ヶ峰がそびえる。『旧高旧領取調帳』によれば、村高は六七二石八斗八合であった（木村校訂 一九九五）。

(3) 「寛政三年濃州方縣郡上城田寺村宗門改帳」（河田家文書）

(4) 以下では檀那寺を表中のA～Iの記号で示す。

(5) 家を「直系的系譜性をもって永続的に存在している」とする「社会単位」と考えると、上城田寺村の宗門改帳の記載単位である「一打」が家にあたるかどうかは判断できない。しかし、「一打」は血族と姻族に奉公人が加わったものであり、農業を生業として

いるので世帯に近いものであると言える。そこで、本稿では「一打」を「世帯」と呼ぶ。

(6) 前田安紀子は「半檀家の家は、ムラのなかではごく一部であつて草分けなどの旧家であることが多い。半檀家成立の時期から考えても、うなずけることであるし、そのような旧家でなければ、二寺とのつきあいが保てない。寺としてもよい檀家は手離したくない、などの理由があるからである」（前田 一九七六）と述べている。

(7) 一軒で二ヶ寺と関係を持つ時に、それぞれの寺と一軒分の付き合いをする場合もあるが、半分しか付き合いをしない場合もある。

(8) 「両親以外からの檀那寺の継承という可能性もある。例えば祖父母からの隔世継承という事例もある。」

参考文献

遠藤孝子 一九七六 「マルゲンカ・ハンゲンカ・ハカダ

ンカ―神奈川県三浦郡葉山町長柄の事例」『社会伝承研究』V

大柴弘子 一九七六 「複檀家と『家』―長野県水内郡と

新潟県上越市の事例を通して―」『社会伝承研究』V

木村礎校訂 一九九五 「旧高旧領取調帳 中部編」東京

堂出版

桜田勝徳 一九五七 「野母村の宗旨御改絵踏帳から」

『社会と伝承』一一六

上智大学史学会史学研究會編 一九六八 「東上総の社会

と文化―千葉県長生郡総合調査」

杉本尚雄 一九五六 a 「男女別墓制ならびに半檀家につ

いて」『日本民俗学』一一四

一九五六 b 「男女別の寺檀制」『社会と伝承』

一一二

野口武徳 一九六六 「複檀家制と夫婦別・親子別墓制―

日本の親族研究への一視角―」『成城文芸』四

四（最上孝敬編『葬送墓制研究集成第四卷

墓の習俗』名著出版 一九七九 所収）

原田敏丸 一九五七 「男女別の寺請制」『社会と伝承』

一一三

福田アジオ 一九七六 「近世寺檀制度の成立と複檀家」

『社会伝承研究』V

一九八三 「近世前期美濃の宗門改帳と複檀

家」『社会伝承研究』VII

前田安紀子 二〇〇四 「寺・墓・先祖の民俗学」大河書房

研究会の活動を通して」『社会伝承研究』V

村武精一 一九七三 「家族の社会人類学」弘文堂

最上孝敬 一九五四 「男女別墓制ならびに半檀家のこ

と」『日本民俗学』一一二

森本一彦

二〇〇〇 「双系制親族論に関する再検討―モ

ライマツリ・トウマイリを中心として」『国際

日本研究』創刊号

二〇〇二 a 「複檀家制の社会背景と展開―近

世越後における檀論と法令」伊藤唯真編『宗

教民俗論の展開と課題』法蔵館

二〇〇二 b 「近世における複檀家の展開―美

濃国安八郡小泉村の事例」『国際日本研究』第

二号

二〇〇二 c 「半檀家にみる「家」の歴史的展

開―宗門改帳の数量的分析』総合研究大学院

大学博士論文

二〇〇四 「失われた女性の継承権―近世の半

檀家を中心として」『比較日本文化研究』第八

号

近刊 「先祖祭祀と女性―半檀家から一家一寺

へ」落合恵美子編『徳川日本のライフコース

―歴史人口学と歴史社会学との対話』ミネ

ルヴァ書房
吉原 睦 一九九五 「男女別複檀家制の基礎的研究―柏

市周辺地域の事例から―」『日本民俗学』二〇

—

（関西大学 民俗学・歴史社会学）